

仙台市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

(令和5年6月30日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期化するコロナ禍において、医療機関に大きな負担がかかっている中、医療資器材等の物価高騰の影響を受けている市内医療機関に対し、安定的な医療の提供を支援するため、仙台市医療機関物価高騰対策支援事業補助金(以下「補助金」という。)を、予算の範囲内において交付することについて、仙台市補助金等交付規則(昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「医療機関」とは、医療法第1条の5第1項及び第2項に定める病院及び診療所、医療法第2条に定める助産所とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる医療機関(以下「補助対象事業者」という。)は、市内に所在する別表に掲げる医療機関であることのほか、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 医療資器材等の物価高騰の影響を受けていること
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額及び交付に係る要件等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請は、仙台市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付申請兼実績報告書(様式第1号)を別途指定する日までに市長に提出するものとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請書の提出を受けたときは、その内容について審査の上、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、規則第6条の規定による通知は、仙台市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付決定書及び額の確定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、仙台市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付申請取下書(様式第3号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、第6条の規定による補助金の決定を行った後に、請求に基づき補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、第6条に規定する補助金の交付の決定通知を受けた場合、仙台市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を別途指定する日までに市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部、又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第11条 規則第21条の規定による調査は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要がある場合に行うものとする。

(帳簿及び書類の保存年限)

第12条 規則第21条の2の市長の定める期間は、補助事業の完了した年度の翌年度から10年間とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、仙台市医療機関物価高騰対策支援事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から実施する。

別表

1 交付対象	令和5年4月1日時点で東北厚生局長から指定されている病院、診療所及び同日時点で管轄保健所長から開設許可を受けている助産所								
2 交付額等	<p>以下の区分に応じた定額補助とし、病院及び診療所の補助額の算定の基礎となる病床数は令和5年4月1日時点での医療法（昭和23年法律第205号）上の許可病床数とする。</p> <table border="1" data-bbox="539 450 1265 725"> <tr> <td data-bbox="544 456 922 495">病院（200床以上）</td> <td data-bbox="927 456 1260 495">300万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 501 922 584">病院（20～199床） 有床診療所（7～19床）</td> <td data-bbox="927 501 1260 584">1床あたり1万5千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 591 922 674">有床診療所（1～6床） 無床診療所</td> <td data-bbox="927 591 1260 674">10万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 680 922 719">助産所</td> <td data-bbox="927 680 1260 719">5万円</td> </tr> </table>	病院（200床以上）	300万円	病院（20～199床） 有床診療所（7～19床）	1床あたり1万5千円	有床診療所（1～6床） 無床診療所	10万円	助産所	5万円
病院（200床以上）	300万円								
病院（20～199床） 有床診療所（7～19床）	1床あたり1万5千円								
有床診療所（1～6床） 無床診療所	10万円								
助産所	5万円								